

# 播磨町耐震改修促進計画（H28年11月改定版）の概要

## 計画の概要

### 1 趣旨

本町では、平成20年度に策定した「播磨町耐震改修促進計画（計画期間：平成21年度～27年度）」により、住宅と建築物の耐震化率の目標を定めて、耐震改修を促進させるための施策を総合的に進めてきた。南海トラフ地震等の発生切迫性が指摘されている中、引き続き住宅と建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、新たな目標や施策を設定し、計画を改定する。

### 2 計画の位置付け

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づく「市町村耐震改修促進計画」
- ・国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき改定

### 3 計画期間

- ・平成28年度～37年度までの10年間

## 耐震化の目標

### 1 住宅の耐震化の目標

耐震化率の目標を97%（H37）とするとともに、意識啓発活動に関する目標を新たに設定する。

#### (1) 耐震化率の目標（住宅・土地統計調査を基に算出）

	現況（H25）	目標（H37）
住宅総数 （人の居住する住宅）	12,420戸	12,390戸
耐震性なし	2,166戸	372戸
耐震化率	82.6%	97%

#### (2) 意識啓発活動の目標

耐震性のない住宅すべてに対して「草の根意識啓発活動」を行う。

### 2 多数利用建築物の耐震化の目標

耐震化率の目標を住宅と同じく97%（H37）とする

#### (1) 耐震化率の目標

	現況（H27）	目標（H37）
建築物総数	75棟	75棟
耐震性なし	5棟	2棟
耐震化率	93.3%	97%

※多数利用建築物  
（用途）学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等  
（規模）一部の用途を除き3階以上かつ1,000㎡以上

## 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 住宅

#### ○施策展開の考え方

補助額や補助対象範囲が全国的に高い水準である補助制度を維持しつつ、比較的遅れている意識啓発活動の充実を図る必要がある。

#### ○施策の基本方向

- ア) これまでの施策の着実な推進
  - a 簡易耐震診断の推進
  - b ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進
  - c 普及啓発・環境整備等
- イ) 新たな施策の実施
  - a 草の根意識啓発活動の実施
  - b バリアフリーリフォーム補助と連携できる仕組みの構築

### 2 多数利用建築物

#### ○施策展開の考え方

多数利用建築物は、法による耐震診断義務付け等により所有者意識の向上が図られたが、その規模によらず補助を受けられる住宅に比べ補助制度は十分ではない。

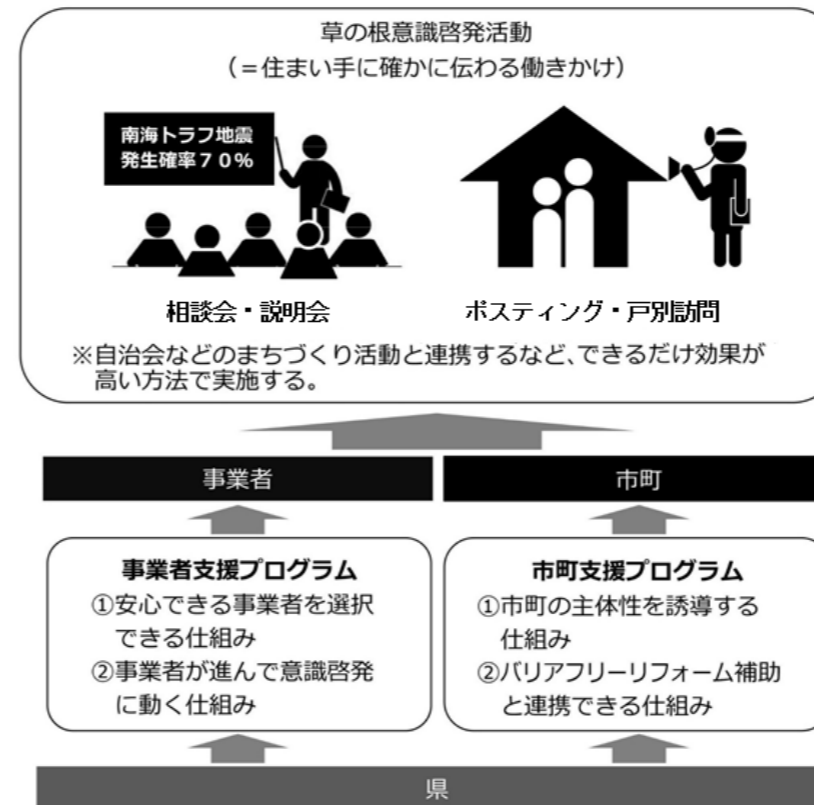
多数利用建築物の耐震化を引き続き推進するとともに、耐震化をさらに促進するため、中・小規模の多数利用建築物に対する支援を検討する。

### 3 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

地震発生時に通行を確保すべき道路において緊急車両の通行や住民の避難を確保するため、道路閉塞のおそれのある住宅等への耐震化への指導を行うとともに、道路沿線の住宅等について建替等において消火・避難時の安全確保のため、建築基準法に基づき重点的に道路後退等の指導を行っていく。

### 4 その他の施策

- a 地震時の建築物の総合的な安全対策等の実施
  - ・エレベーターの防災対策、窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策、ブロック塀の倒壊対策、家具の転倒防止対策、住宅等の土砂災害対策
- b 被災建築物応急危険度判定体制の整備
- c 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進



## 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化率の目標を達成するためには、行政の支援だけでは困難であることから、住民に対して住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図り、官民あげて住宅・建築物の耐震化に取り組むものとする。

- 1 地震ハザードマップ・パンフレットの周知
- 2 相談体制・情報提供の充実
  - ①相談窓口の充実
  - ②住民・業界関係者への情報提供
- 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 4 自治会・自主防災組織等との連携
- 5 関係団体との連携

## その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 所管行政庁との連携
- 2 庁内での推進体制の確立